

年金委員の扉

年金委員^し知^{ため}つ^た為^め情報 (7)

公的年金シミュレーターがリニューアル！

年金委員のみなさんが知っておくとためになる「年金委員^し知^{ため}つ^た為^め情報」。今回のテーマは「公的年金シミュレーターがリニューアル！」。年金委員のみなさんは、「公的年金シミュレーター」ってご存知ですか？ スマートフォンやタブレットを使って、年金額を簡単に試算できる優れたものなんです。その公的年金シミュレーターが4月1日リニューアルしました。



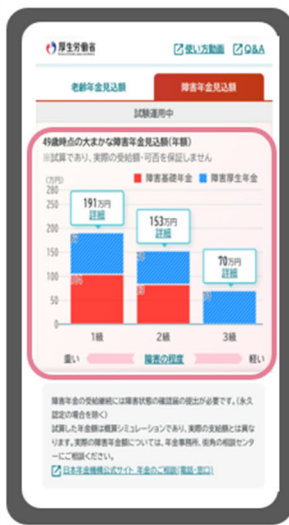
(1) こんなことができる“公的年金シミュレーター”

公的年金シミュレーターは、①「ねんきん定期便」の二次元コードをスマートフォンやタブレットで読み込むだけで利用できる。②入力や条件設定などの操作が簡単でスムーズ。③グラフで受給額を表示しながら試算できる。④ID・パスワードが不要。⑤データ管理も安心・安全。個人情報記録されず、画面を閉じるとデータを自動消去される——など、年金額を自動で簡単に試算できる“優れたものツール”だ。使い方の動画や操作方法の説明については、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

<公的年金シミュレーター利用のご案内> https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html

(2) ここがリニューアル “公的年金シミュレーター”

今回のリニューアルでは、障害年金およびiDeCoの試算機能を追加したほか、老齢年金の試算画面が使いやすく、わかりやすく改善されました。



障害の程度(1級~3級)に応じて、障害年金の大まかな障害年金見込額を一括で試算可能。障害の程度を調べたい場合には「障害の程度」ボタンをタップして調べることが可能。

障害年金の手続の相談にスムーズに移行できるよう「日本年金機構公式サイト」年金のご相談(電話・窓口)を案内。



iDeCo積立・運用での将来受け取り見込額の結果についてはグラフ及び数字で表現され、グラフ直下にあるスライドバーを動かすと年金額がリアルタイムで変化し、一目でわかる。

iDeCo積立・運用での将来受け取り見込額を試算するための4つの重要な要素である「積み立て終了年齢」、「受け取り開始年齢」、「毎月の掛金額」、「運用利回り」を変更することにより、将来受け取る年金額の増減を簡単に試算することが可能。



年金見込み受給額試算の結果についてはグラフ及び数字で表現され、グラフ直下にあるスライドバーを動かすと年金額がリアルタイムで変化し、一目でわかる。

将来受け取る年金見込み受給額を決定する3つの重要な要素である「今後の平均年収」、「退職する年齢」、「年金を受け取り始める年齢」を変更することにより、将来受け取る年金額の増減を簡単に試算することが可能。



個々人の働き方・暮らし方による多様なライフコースに対応するため、働き方・暮らし方、働く期間、年収を直接入力し変更することにより、年金見込み受給額を試算することが可能。

年金委員の扉

地域型年金委員のお仕事 (7)

学生さんに教えてあげよう！ “学生納付特例制度”

地域型年金委員のみなさんは、お住いの地域で日々、年金制度のことについて広報されていることでしょう。今回のテーマは「学生さんに教えてあげよう！ “学生納付特例制度”」。日本年金機構では4月1日に、令和7年度に学生納付特例制度を利用して、令和8年4月以降も在学予定の学生さんを対象に、令和8年度の学生納付特例利用の手続きについて「お知らせ」を送っています。

(1) 学生納付特例制度とは？

大学や専修学校等の学生で、国民年金の第1号被保険者である本人の前年所得が一定以下（世帯主の所得は問いません。）の人は、在学期間中、保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」を利用できます。この制度は、日本年金機構（年金事務所）に申請することで利用でき、制度利用期間終了後10年間は追納ができます。保険料の納付が猶予された期間は、年金の受給資格期間には算入され、未納扱いとはなりません。追納されないと老齢基礎年金額の計算には反映されません。保険料納付が猶予された期間中に障害となったり、死亡した場合には、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されますので、在学中は保険料を払えないという学生さんにはぜひ利用してほしい制度です。

(2) 令和7年度に学生納付特例を利用して、令和8年4月以降も在学予定の学生さんに、

令和8年度の手続きについて「お知らせ」を4月1日に送っています

令和7年度に学生納付特例を利用して、令和8年度も利用を希望する場合は日本年金機構への申請が必要となります。機構から送られてくる「お知らせ」には、○国民年金保険料学生納付特例申請書（ハガキ）○リーフレット○個人情報保護シール——が同封されています。なお、マイナポータルとねんきんネットを連携している方には、マイナポータルに「お知らせ」が送られてきます。

申請方法は、オンラインで申請する場合、(1)マイナポータルとねんきんネットを連携済みの方は、日本年金機構からマイナポータルにお知らせ「国民年金保険料の学生納付特例制度の手続きについて」を送付するので、お知らせ内の「申請」ボタンから申請できます。(2)マイナポータルとねんきんネットを連携していない方も、マイナポータルから申請できます。申請方法は、「リーフレット」および「個人の方の電子申請（国民年金）」に書かれています。(3)申請書（ハガキ）で申請する場合は、申請書（ハガキ）に必要事項を記入し、郵送してください（切手は不要です）。

◆国民年金保険料学生納付特例申請書

様式コード			
4	6	2	3



国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日
 以下のとおり学生納付特例を申請します。
 また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
 この申請に必要な本人に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認について、市区町村(前住所地等を含む)および日本年金機構に委託します。

〒 _____

住所: _____

被保険者氏名: _____

学生納付特例事務法人等	市区町村	日本年金機構

基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」欄に左詰めでご記入ください。

A. 基本情報	① 個人番号(または基礎年金番号)	② 生年月日	5. 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 7. 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	③ 氏名 (フリガナ)	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他

B. 申請内容	⑤ 申請期間 (学生納付特例を受けようとする期間)	令和 _____ 年 _____ 月から 令和 _____ 年 _____ 月まで
	⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成 _____ 年 _____ 月から (卒業予定年月) 令和 _____ 年 _____ 月まで
	⑦ 学校の名称	⑧ 学校の所在地 都 道 府 県
	⑨ 学生の区分	1. 学生(学位あり) 4. 研究生 2. 通信制・通信課程 5. その他 3. 科目履修生 ()
	⑩ 学生証の有効期限	令和 _____ 年 _____ 月末まで有効 ※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
	⑪ 前年所得	1. なし 2. あり(128万円以下) 3. あり(128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり(_____ 人)・なし】
	⑫ 特例認定区分(理由)	1. 失業 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他(_____)
⑬ 備考		

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

市区町村確認欄 学生証確認済

【留意事項】

- 学生証のコピーをA4判で添付してください。
- 学生証裏面に有効期限、学年、入学年月の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
- 在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。